

重要事項説明書
(2025 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設シーダ・ウォーク
- ・開設年月日 2004 年（平成 16）年 10 月 1 日
- ・所在地 東京都杉並区桃井三丁目 4 番 9 号
- ・電話番号 03-5311-6262 ・ファックス番号 03-5311-6180
- ・管理者名 吉田 晴彦
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1 3 5 7 0 8 1 2 8 4 号）

(2) 当施設の目的と運営方針

当施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 当施設の理念・方針

理念

- ・「地域の人の期待」である「住み慣れた地域で安心して生活する」ことを支援する。個人の尊厳と復権を優先し、保健・医療・福祉の連携による継続的ケアをご利用者とともに施設機能と居宅機能として創造する。

方針

- ・「個人の意思の尊重」・・・グループケアユニットの提供
ご利用者の尊厳と復権を優先し、ご家族が気兼ねなく訪問できるよう「全室個室」、日常生活は 7 名のご利用者をグループとした「ユニット・ケア」を提供します。
- ・「継続的ケア」・・・トータル・ホーム・ヘルスケア
当施設では発症直後から急性期病院で行われる「ベットサイドリハビリ」及び専門リハビリ機関で行われる「回復期リハビリ」と連携して、在宅での生活を念頭に置いた「維持期リハビリテーション」に取り組みます。
- ・「地域との交流」・・・コミュニティ・ケア
地域での生活継続に必要な「デイケア（通所リハビリテーション）」「ショートステイ（短期入所療養介護）」の地域在宅支援サービスを重視し、更に地域の「在宅支援サービス機関」との連携を深め、ご利用者のみならず介護者であるご家族への支援にも積極的に取り組みます。また、地域との触れ合いを大切に、地域の方々の参加の機会を推進します。

- ・「ケアの質の向上」・・・ケアの質の継続的改善を図る品質マネジメントの運用

ご利用者には「施設介護計画」による「個別ケア」を提供します。また、「第三者機関」による「品質評価」の受審を含めて「ケアの質の向上」に努めます。

- ・「地球環境」・・・環境マネジメントシステムの運用

次世代へ引き継ぐことができる地球環境をつくっていきたいと考えています。「あたたかく やさしく 人にも 地球にも」というメッセージにはそんな思いが込められています。「緑豊かな杉並」を守る為に、当施設では、地球にやさしい「環境マネジメントシステム」を運用します。

(4) 施設の職員体制

当施設の従事者の職種・員数は、下記を下回らないものとし、必置職については法令の定めるものとします。

(1) 管理者	1 人
(2) 医師	1.2 人
(3) 薬剤師	0.4 人
(4) 看護職員	8 人
(5) 介護職員	45 人
(6) 支援相談員	1 人
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	9 人
(8) 管理栄養士・栄養士	1 人
(9) 介護支援専門員	1 人
(10) 事務員	3 人

(5) 入所定員等 定員 112 名（療養室 個室 112 室）

2. 介護保険サービスの概要

ご利用にあたりご利用者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

当施設でのサービスは、利用者の生活様式や生活習慣に沿った自律的な日常生活を営むことができるように、利用者の能力に応じて作成される施設サービス計画・居宅介護サービス計画に基づいて提供されます。この計画は利用者・身元引受人の希望を取り入れ、利用者に関わるあらゆる職員の協議によって作成されます。また、計画の内容についてはご説明の上、同意をいただくことになります。

(1) 医療・看護

当施設には常勤の医師、看護師が勤務しています。入所中は医師が利用者の病状に照らして適切に療養上必要な医療、処置、指導を行います。

(2) 機能訓練

各個人別に作成した計画書に基づき、リハビリ専門職による個別リハビリ、介護職による生活リハビリを提供します。

(3) 生活サービス

当施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

- ・施設サービス計画の立案（ユニット型介護保健施設サービス対象者のみ）

- ・食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。＊ご希望により療養室等でおとりいただくことも可能です。）

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

＊食事の配膳時間は上記の通りですが、ご希望により時間をずらしておとりいただくことも可能です。但し、衛生管理上、保管時間は2時間を限度とします。

- ・入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じてシャワー浴あるいは清拭となる場合があります。）
- ・相談援助サービス
- ・利用者が選定するおやつの提供
- ・理美容サービス
- ・介護保険申請手続代行他
- ・その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所と協力して、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに入院等の必要な措置を講じる体制をとっています。

- ・協力医療機関

名 称 社会医療法人河北医療財団 河北総合病院

住 所 東京都杉並区阿佐谷北一丁目7番3号

- ・協力歯科医療機関

名 称 吉岡歯科医院

住 所 東京都杉並区上高井戸三丁目11番21号

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・消灯時間：21時（各療養室では制限はありません。）

- ・設備、備品の利用

有料個室の電話の外線通話は有料です（実費）。

公衆電話は1階にあります。

- ・所持品・備品等の持ち込み

日用品類、衣類に関しては、「ご利用案内」をご覧ください。電化製品の持込は事前にご相談ください。

- ・刃物類（カッター、ナイフ等）のお持ち込みができません。

- ・金銭・貴重品の管理

原則として、施設での金銭および貴重品等の持ち込みやお預かりはいたしません。万一、破損、盗難、紛失されても当施設では責任を負いかねますのでご了承ください。

- ・外泊時等の施設外での受診

施設をご利用の間は他の医療機関での受診や投薬に関して、制度上の制限がありますので、受診が希望の場合には事前に当施設までご相談ください。緊急の場合は病院で当施設に入所中であることを告げ、併せ

て当施設へご連絡ください。

- ・ペットの持ち込み：衛生上の理由により持込はできません。
- ・居室以外の共用部(廊下・談話コーナー等)に個人の荷物を置くことはできません。不明な荷物が置かれている際には施設の安全管理の観点から処分する場合があります。

5. 非常災害対策

- ・防災設備

スプリンクラー設備、補助散水栓、自動火災報知設備、消防機関へ通報装置、火災報知設備、非常放送設備、誘導灯、非常用照明、自家発電設備、非常警報設備、消火器など

- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び身元引受人の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・喫煙、飲酒：喫煙は施設内全面禁煙、飲酒は禁止です。
- ・火気取扱い：防火のため施設内は火気厳禁です。また火気の持ち込みは禁止します。
- ・他のご利用者・職員への迷惑行為は禁止します。特に性的嫌がらせや暴力等のハラスメント行為については責任能力の有無に関わらず厳しい対応をとらせていただきますのでご了承ください。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

○連絡先

電話03-5311-6262(代)

＊年末・年始及び日祝日を除く月曜日～土曜日の9時30分～16時30分

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、各フロアに設置した「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他、次の公的機関にご相談いただくこともできます。

○杉並区保健福祉部介護保険課 事業者係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話03-3312-2111

○東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館

電話03-6238-0177(直通)

8. 利用料金

利用料金は以下の項目となります。各費目及び内容は次項の料金表に定めます。

(1) 基本利用料

当施設はユニット型介護保健施設サービス費・介護老人保健施設短期入所療養介護費(介護予防介護老人保健施設短期入所療養介護費)の適用となります。介護保険の自己負担分を「介護保険負担割合証」に記載された割合によりご負担いただきます。

また、要介護度によって利用料が異なります。

(2) 加算利用料

介護保険で規定された加算利用料です。該当した場合には、自己負担分を「介護保険負担割合証」に記載された割合によりご負担いただきます。

(3) 食費・居住費/滞在費

介護保険サービスにおいて「食費」「居住費/滞在費」は保険給付の対象外となります。介護度に係らず共通してご負担いただく費用です。

(4) その他の日常生活費

ご利用された場合、介護度に係らずご負担いただく費用です。

(5) 特別な室料

利用者のご希望により特別な療養室をご利用された場合の費用です。

9. 科学的介護情報システム（LIFE）への情報提供

厚生労働省で運用する科学的介護情報システム（LIFE）へ介護データの提供を行います。その際のデータは、各個人が特定されない形で提供します。

10. その他

当施設の設備等につきましては、「パンフレット」「ご利用案内」「施設内掲示物」をご確認ください。